

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	73,878	72,275	69,756	68,130	65,696
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 35,101	▲ 33,072	▲ 31,017	▲ 28,935	▲ 27,442
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		38,777	39,203	38,739	39,195	38,254
標準財政規模		1,401,570	1,463,637	1,433,561	1,412,096	1,403,157
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.76%)	(2.67%)	(2.70%)	(2.77%)	(2.72%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	0	0	0	17,633	24,722
	後期高齢者特別会計	123	268	82	125	257
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,457	3,216	3,332	3,703	3,742
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		42,357	42,687	42,153	60,656	66,975
標準財政規模		1,401,570	1,463,637	1,433,561	1,412,096	1,403,157
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.02%)	(2.91%)	(2.94%)	(4.29%)	(4.77%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	208,302	253,510	178,642	190,003	198,540
	給食センター特別会計	2,084	2,040	1,966	2,053	2,053
	地方独立行政法人芦屋中央病院買付金特別会計	-	0	0	0	0
合計(1)		210,386	255,550	180,608	192,056	200,593
標準財政規模		3,617,221	3,723,178	3,660,084	3,673,989	3,694,040
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.81%)	(6.86%)	(4.93%)	(5.22%)	(5.43%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	70,918	74,434	83,860	93,281	63,777
	後期高齢者医療特別会計	6,265	6,752	5,679	6,628	7,492
	訪問看護特別会計	12,899	-	-	-	-
合計(2)		7,536,830	6,018,630	7,918,622	10,725,523	13,586,458
標準財政規模		3,617,221	3,723,178	3,660,084	3,673,989	3,694,040
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(208.35%)	(161.65%)	(216.35%)	(291.93%)	(367.79%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外	436,173	418,670	479,027	512,325	566,508
	病院事業会計	3,239,609	-	-	-	-
	モーターボート競走事業会計	3,552,240	5,261,050	7,164,106	9,920,966	12,747,787
法非適用企業	宅地造成事業以外	8,340	2,174	5,342	267	301
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	569,705	551,589	607,433	324,356	253,335
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	42,992	44,136	53,949	68,670	36,648
	学校給食センター事業特別会計	697	152	121	122	254
合 計 (1)		613,394	595,877	661,503	393,148	290,237
標準財政規模		2,650,885	2,744,771	2,696,253	2,733,245	2,723,697
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(23.13%)	(21.70%)	(24.53%)	(14.38%)	(10.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 151,212	▲ 131,765	▲ 143,053	▲ 160,551	▲ 113,181
	後期高齢者医療事業特別会計	1,359	1,169	1,196	1,411	1,224
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外	492,363	496,657	495,655	585,346	234,616
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	43,688	▲ 14,986	▲ 103,978	49,007	7,752
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		999,592	946,952	911,323	868,361	420,648
標準財政規模		2,650,885	2,744,771	2,696,253	2,733,245	2,723,697
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(37.70%)	(34.50%)	(33.79%)	(31.77%)	(15.44%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	285,217	482,297	444,052	331,257	413,667
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		285,217	482,297	444,052	331,257	413,667
標準財政規模		7,010,053	7,081,858	6,981,727	6,932,805	7,219,384
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(4.06%)	(6.81%)	(6.36%)	(4.77%)	(5.72%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 147,163	▲ 128,268	▲ 11,721	▲ 8,412	▲ 21,082
	宇美町後期高齢者医療特別会計	12,819	13,454	17,168	23,792	19,507
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	353,026	412,004	401,369	466,674	488,616
	宇美町流域関連公共下水道事業会計	—	—	69,279	48,182	0
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	17,139	65,991	—	—	—
	宅地造成事業以外					
合計(2)		521,038	845,478	920,147	861,493	900,708
標準財政規模		7,010,053	7,081,858	6,981,727	6,932,805	7,219,384
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(7.43%)	(11.93%)	(13.17%)	(12.42%)	(12.47%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	176,344	186,520	151,424	163,365	223,602
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		176,344	186,520	151,424	163,365	223,602
標準財政規模		3,144,394	3,226,621	3,184,863	3,205,449	3,244,615
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.60%)	(5.78%)	(4.75%)	(5.09%)	(6.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	52,883	▲ 14,051	▲ 25,180	▲ 2,156	▲ 18,760
	大木町後期高齢者医療特別会計	5,932	5,580	5,739	5,767	6,364
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	大木町水道事業会計	771,722	802,362	853,696	897,217	925,948
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,006,881	980,411	985,679	1,064,193	1,137,154
標準財政規模		3,144,394	3,226,621	3,184,863	3,205,449	3,244,615
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(32.02%)	(30.38%)	(30.94%)	(33.19%)	(35.04%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	444,857	508,164	437,413	441,128	465,184
	し尿処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	-	-	5	▲ 1,849	63,763
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		444,857	508,164	437,418	439,279	528,947
標準財政規模		2,249,770	2,352,372	2,294,611	2,331,258	2,374,302
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.77%)	(21.60%)	(19.06%)	(18.84%)	(22.27%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 104,401	▲ 125,753	▲ 62,095	▲ 27,336	6,758
	後期高齢者医療事業	2,709	2,288	3,370	1,213	515
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	46,188	70,211	77,421	149,711	151,043
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		389,353	454,910	456,114	562,867	687,263
標準財政規模		2,249,770	2,352,372	2,294,611	2,331,258	2,374,302
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.30%)	(19.33%)	(19.87%)	(24.14%)	(28.94%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	275,817	424,208	277,367	340,364	275,696
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,491	2,824	3,067	3,338	6,056
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		278,308	427,032	280,434	343,702	281,752
標準財政規模		6,156,881	6,207,742	6,232,841	6,251,014	6,328,448
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(4.52%)	(6.87%)	(4.49%)	(5.49%)	(4.45%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	28,527	▲ 45,312	▲ 90,506	▲ 156,677	▲ 53,339
	後期高齢者医療特別会計	13,812	11,458	12,461	14,103	15,911
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	485,967	477,128	461,477	432,543	428,072
	下水道事業会計	359,646	407,045	378,973	276,052	238,119
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,166,260	1,277,351	1,042,839	909,723	910,515
標準財政規模		6,156,881	6,207,742	6,232,841	6,251,014	6,328,448
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(18.94%)	(20.57%)	(16.73%)	(14.55%)	(14.38%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	213,185	186,543	136,121	199,684	149,313
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	743	560	236	362	305
	遠賀霊園事業特別会計	5,544	2,617	9,554	7,075	5,049
	遠賀町給食事業特別会計	100	26	102	19	0
	地域下水道事業特別会計	5,725	4,883	3,671	1,861	694
	遠賀町土地取得会計	2	4	1,859	256	52
合 計 (1)		225,299	194,633	151,543	209,257	155,413
標準財政規模		3,972,233	4,100,338	4,074,572	4,100,473	4,134,478
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.67%)	(4.74%)	(3.71%)	(5.10%)	(3.75%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	45,764	50,939	63,056	75,342	38,583
	後期高齢者医療特別会計	5,244	5,808	4,151	7,157	3,361
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	3,614	2,674	2,302	3,105	3,212
	公共下水道事業特別会計	15,044	11,491	9,326	11,936	33,483
合 計 (2)		294,965	265,545	230,378	306,797	234,052
標準財政規模		3,972,233	4,100,338	4,074,572	4,100,473	4,134,478
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.42%)	(6.47%)	(5.65%)	(7.48%)	(5.66%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	851,623	932,439	530,647	473,731	356,460
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	433	601	423	710	901
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		852,056	933,040	531,070	474,441	357,361
標準財政規模		8,221,633	8,416,685	8,534,584	8,566,967	8,721,150
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(10.36%)	(11.08%)	(6.22%)	(5.53%)	(4.09%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,986	47,366	10,268	14,074	▲ 70,571
	後期高齢者医療特別会計	26,670	27,072	27,820	26,945	28,084
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	64,101	54,371	68,470	80,063	115,823
	介護保険特別会計(介護サービス勘定)	1,166	1,507	1,583	634	1,114

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	1,195,285	1,157,176	1,160,427	1,348,568	1,397,975
	流域関連公共下水道事業会計	493,771	550,158	594,976	635,527	761,380
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		2,631,063	2,770,690	2,394,614	2,580,252	2,591,166
標準財政規模		8,221,633	8,416,685	8,534,584	8,566,967	8,721,150
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(32.00%)	(32.91%)	(28.05%)	(30.11%)	(29.71%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	1,261,728	1,262,063	1,153,328	1,098,261	884,334
	学校給食センター特別会計	▲ 4,851	▲ 4,070	▲ 3,361	▲ 2,653	▲ 2,166
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 570,619	▲ 561,389	▲ 553,950	▲ 544,812	▲ 535,697
合 計 (1)		686,258	696,604	596,017	550,796	346,471
標準財政規模		4,648,657	4,852,711	4,813,910	4,892,192	4,812,853
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(14.76%)	(14.35%)	(12.38%)	(11.25%)	(7.19%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 668,137	▲ 608,854	▲ 565,570	▲ 540,086	▲ 524,956
	後期高齢者医療特別会計	2,684	3,006	3,151	3,046	3,741
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	65,212	59,681	59,072	57,227	186,576
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		86,017	150,437	92,670	70,983	11,832
標準財政規模		4,648,657	4,852,711	4,813,910	4,892,192	4,812,853
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(1.85%)	(3.10%)	(1.92%)	(1.45%)	(0.24%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	371,102	397,488	388,887	307,679	322,368
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	6,869	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		371,102	404,357	388,887	307,679	322,368
標準財政規模		3,162,136	3,229,030	3,168,222	3,144,409	3,100,489
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(11.73%)	(12.52%)	(12.27%)	(9.78%)	(10.39%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 45,634	▲ 36,099	3,166	533	21,188
	後期高齢者医療特別会計	4,502	4,573	0	4,358	3,508

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	350,262	406,985	413,521	413,125	383,242
	工業用水道事業会計	44,336	39,674	35,015	30,301	25,414
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		724,568	819,490	840,589	755,996	755,720
標準財政規模		3,162,136	3,229,030	3,168,222	3,144,409	3,100,489
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(22.91%)	(25.37%)	(26.53%)	(24.04%)	(24.37%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	472,324	605,258	856,425	994,253	736,409
	土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	1,242	1,110	5,420	3,185	4,087
	京都郡公平委員会特別会計	192	202	249	226	212
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		473,758	606,570	862,094	997,664	740,708
標準財政規模		8,170,755	8,432,756	8,422,693	8,917,362	9,390,398
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.79%)	(7.19%)	(10.23%)	(11.18%)	(7.88%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 243,896	0	▲ 237,690	▲ 289,563	▲ 320,951
	後期高齢者医療特別会計	9,990	7,438	10,407	4,734	7,686
	介護保険特別会計	41,892	90,171	100,442	105,656	39,484
	介護保険特別会計(介護サービス)	0	—	—	—	—
合 計 (2)		1,929,856	2,328,231	2,334,203	2,502,909	2,195,372
標準財政規模		8,170,755	8,432,756	8,422,693	8,917,362	9,390,398
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(23.61%)	(27.60%)	(27.71%)	(28.06%)	(23.37%)
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	1,159,089	1,151,370	1,149,477	1,181,230	1,217,775
	下水道事業会計	253,069	239,260	216,886	228,498	203,319
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	235,954	233,422	232,587	274,690	307,351
合 計 (2)		1,929,856	2,328,231	2,334,203	2,502,909	2,195,372
標準財政規模		8,170,755	8,432,756	8,422,693	8,917,362	9,390,398
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(23.61%)	(27.60%)	(27.71%)	(28.06%)	(23.37%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	48,610	91,101	94,151	96,205	59,333
	住宅新築資金等特別会計	0	0	0	0	0
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	6	5	6	4	0
	鞍手町谷山池バイパスライン水利施設維持管理運営費特別会計	4	3	4	5	0
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	23,493	0	-	-	-
	地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (1)		72,113	91,109	94,161	96,214	59,333
標準財政規模		4,355,378	4,487,823	4,436,600	4,482,600	4,650,478
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.65%)	(2.03%)	(2.12%)	(2.14%)	(1.27%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 145,519	▲ 103,272	▲ 112,398	74,276	84,488
	後期高齢者医療特別会計	801	1,002	1,428	1,585	1,490
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		392,563	458,807	453,698	613,159	557,214
標準財政規模		4,355,378	4,487,823	4,436,600	4,482,600	4,650,478
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.01%)	(10.22%)	(10.22%)	(13.67%)	(11.98%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	200,617	181,564	163,381	185,952	201,605
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	585	432	1,721	699	492
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (1)		201,202	181,996	165,102	186,651	202,097
標準財政規模		3,279,620	3,366,895	3,258,992	3,281,421	3,273,617
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.13%)	(5.40%)	(5.06%)	(5.68%)	(6.17%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 84,041	▲ 95,610	▲ 73,765	▲ 7,951	34,467
	後期高齢者医療特別会計	1,646	1,738	1,718	1,831	1,832
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	340,859	370,249	408,420	454,657	493,004
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		459,666	458,373	501,475	635,188	731,400
標準財政規模		3,279,620	3,366,895	3,258,992	3,281,421	3,273,617
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(14.01%)	(13.61%)	(15.38%)	(19.35%)	(22.34%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	387,951	254,345	243,678	105,929	284,952
	奨学資金特別会計	▲ 96,074	3,437	2,167	2,610	795
	住宅新築資金等特別会計	2,587	488	209	424	595
合 計 (1)		294,464	258,270	246,054	108,963	286,342
標準財政規模		3,366,714	3,382,229	3,234,316	3,188,495	3,111,739
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.74%)	(7.63%)	(7.60%)	(3.41%)	(9.20%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	27,091	82,635	103,000	78,223	12,994
	後期高齢者医療特別会計	5,429	3,884	3,764	5,178	4,700
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	748	692	698	749	1,428
	簡易水道事業特別会計	1,284	870	1,191	1,036	1,217
	工業等用地造成事業特別会計	—	—	—	—	110
合 計 (2)		329,016	346,351	354,707	194,149	306,791
標準財政規模		3,366,714	3,382,229	3,234,316	3,188,495	3,111,739
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(9.77%)	(10.24%)	(10.96%)	(6.08%)	(9.85%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	319,708	382,336	230,514	123,124	50,777
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		319,708	382,336	230,514	123,124	50,777
標準財政規模		6,420,556	6,332,417	6,133,520	5,931,075	6,013,675
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(4.97%)	(6.03%)	(3.75%)	(2.07%)	(0.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 84,846	▲ 149,612	▲ 124,569	▲ 141,116	▲ 120,211
	後期高齢者医療特別会計	1,015	5,786	2,400	3,845	13,407
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	648,134	579,161	527,971	546,189	523,300
	流域関連公共下水道事業会計	135,828	135,028	116,062	136,202	179,993
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	—	—	0	0	0
合計(2)		1,019,839	952,699	752,378	668,244	647,266
標準財政規模		6,420,556	6,332,417	6,133,520	5,931,075	6,013,675
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(15.88%)	(15.04%)	(12.26%)	(11.26%)	(10.76%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	491,500	565,525	434,261	493,951	509,434
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,385	13,076	12,640	12,543	12,423
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		504,885	578,601	446,901	506,494	521,857
標準財政規模		8,005,996	8,275,277	8,384,002	8,509,936	8,598,807
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(6.30%)	(6.99%)	(5.33%)	(5.95%)	(6.06%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 33,792	▲ 37,335	▲ 96,193	▲ 76,910	▲ 48,782
	後期高齢者医療特別会計	23,881	23,315	23,966	25,074	26,860
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	2,252,590	1,950,561	1,872,364	1,868,052	1,901,849
	流域関連公共下水道事業会計	460,011	543,973	610,867	655,027	721,353
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		3,207,575	3,059,115	2,857,905	2,977,737	3,123,137
標準財政規模		8,005,996	8,275,277	8,384,002	8,509,936	8,598,807
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(40.06%)	(36.96%)	(34.08%)	(34.99%)	(36.32%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	387,875	285,432	334,756	346,659	382,119
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8	8	6	110	30
	相島診療所事業特別会計	5,854	1,970	2,475	1,459	1,458
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		393,737	287,410	337,237	348,228	383,607
標準財政規模		5,714,097	6,014,412	6,153,193	6,218,156	6,340,417
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(6.89%)	(4.77%)	(5.48%)	(5.60%)	(6.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	21,737	28,501	14,128	8,323	11,290
	後期高齢者医療特別会計	8,993	1,297	2,655	3,114	2,648

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	682,359	1,013,608	1,002,314	986,758	1,041,279
	公共下水道事業会計	-	-	-	-	135,878	
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	734	677	680	482	1,504
		渡船事業特別会計	11,757	16,878	2,218	22,280	18,261
		公共下水道事業特別会計	55,464	108,508	65,122	150,699	-
		相島漁業集落環境整備事業特別会計	601	582	634	711	738
	宅地造成事業						
合計(2)		1,175,382	1,457,461	1,424,988	1,520,595	1,595,205	
標準財政規模		5,714,097	6,014,412	6,153,193	6,218,156	6,340,417	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率(%))		(20.56%)	(24.23%)	(23.15%)	(24.45%)	(25.15%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	321,122	229,310	259,298	339,664	371,801
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		321,122	229,310	259,298	339,664	371,801
標準財政規模		5,402,597	5,471,405	5,508,646	5,535,790	5,552,664
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(5.94%)	(4.19%)	(4.70%)	(6.13%)	(6.69%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	4,467	6,411	4,655	5,417	6,116
	後期高齢者医療特別会計	13,081	13,231	14,418	15,839	16,247

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	305,423	317,351	354,831	427,802	433,966
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	6,751	6,661	6,875	12,632	8,844
	農業集落排水事業特別会計	3,194	3,891	3,418	2,980	3,350
合計(2)		654,038	576,855	643,495	804,334	840,324
標準財政規模		5,402,597	5,471,405	5,508,646	5,535,790	5,552,664
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(12.10%)	(10.54%)	(11.68%)	(14.52%)	(15.13%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	130,305	107,142	141,644	29,272	142,515
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	85	115	251	183	178
	バス事業特別会計	227	337	254	263	350
合 計 (1)		130,617	107,594	142,149	29,718	143,043
標準財政規模		3,758,137	3,875,490	3,739,254	3,613,821	3,547,746
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.47%)	(2.77%)	(3.80%)	(0.82%)	(4.03%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 116,502	▲ 76,984	▲ 112,099	14,512	31,135
	後期高齢者医療事業特別会計	1,456	926	739	778	987
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	398,628	409,892	396,235	383,011	377,482
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		414,199	441,428	427,024	428,019	552,647
標準財政規模		3,758,137	3,875,490	3,739,254	3,613,821	3,547,746
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(11.02%)	(11.39%)	(11.42%)	(11.84%)	(15.57%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	391,756	378,574	441,178	421,452	427,161
	土地取得会計	4,194	4,240	4,402	4,392	4,430
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		395,950	382,814	445,580	425,844	431,591
標準財政規模		3,769,137	3,795,754	3,752,132	3,771,742	3,763,784
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.50%)	(10.08%)	(11.87%)	(11.29%)	(11.46%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	97,303	46,790	76,727	92,181	111,793
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	2,934	1	0	0	0
	宅地造成事業					
合 計 (2)		496,187	429,605	522,307	518,025	543,384
標準財政規模		3,769,137	3,795,754	3,752,132	3,771,742	3,763,784
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(13.16%)	(11.31%)	(13.92%)	(13.73%)	(14.43%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	308,794	250,619	223,958	224,960	243,434
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,458	8,015	13,378	14,430	15,483
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		316,252	258,634	237,336	239,390	258,917
標準財政規模		7,591,022	7,650,351	7,422,823	7,414,797	7,487,796
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.16%)	(3.38%)	(3.19%)	(3.22%)	(3.45%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 175,481	▲ 248,412	▲ 102,524	▲ 19,018	10,754
	後期高齢者医療特別会計	7,133	8,339	4,834	2,674	2,506

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	294,384	341,633	381,922	430,346	325,633
		公共下水道事業特別会計	-	-	-	-	26,033
		農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	3,991
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	1,376	2,039	2,195	87,962	-
		農業集落排水事業特別会計	1,295	1,174	1,101	6,858	-
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	209	2,074	3,397	5,011	2,892
合計(2)		445,168	365,481	528,261	753,223	630,726	
標準財政規模		7,591,022	7,650,351	7,422,823	7,414,797	7,487,796	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(5.86%)	(4.77%)	(7.11%)	(10.15%)	(8.42%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	117,392	160,680	123,948	98,782	101,089
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		117,392	160,680	123,948	98,782	101,089
標準財政規模		1,520,311	1,578,881	1,472,682	1,367,833	1,382,643
実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(7.72%)	(10.17%)	(8.41%)	(7.22%)	(7.31%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	243	28	5,862	68	31
	後期高齢者医療	45	518	322	424	146
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業	4,073	12,282	2,176	0	97
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		121,753	173,508	132,308	99,274	101,363
標準財政規模		1,520,311	1,578,881	1,472,682	1,367,833	1,382,643
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率(%))		(8.00%)	(10.98%)	(8.98%)	(7.25%)	(7.33%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	182,275	216,777	468,190	513,975	308,839
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		182,275	216,777	468,190	513,975	308,839
標準財政規模		2,735,332	2,792,301	2,792,718	2,893,810	2,942,545
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.66%)	(7.76%)	(16.76%)	(17.76%)	(10.49%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	53,341	47,518	32,904	4,637	10,312
	後期高齢者医療特別会計	4,763	5,525	5,017	5,708	5,231
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	334,983	357,859	388,057	443,063	487,425
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	6,007	8,434	6,859	14,138	48,124
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	草場地区再開発事業特別会計	—	—	1,030	1,777	4,057
合計 (2)		581,369	636,113	902,057	983,298	863,988
標準財政規模		2,735,332	2,792,301	2,792,718	2,893,810	2,942,545
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(21.25%)	(22.78%)	(32.30%)	(33.97%)	(29.36%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	381,412	598,420	370,879	344,487	188,672
	住宅新築資金等貸付特別会計	369	1,142	1,549	374	838
	広川防災ダム管理特別会計	2,017	1,620	1,254	2,161	2,466
合 計 (1)		383,798	601,182	373,682	347,022	191,976
標準財政規模		4,421,977	4,468,070	4,501,494	4,507,142	4,554,555
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.67%)	(13.45%)	(8.30%)	(7.69%)	(4.21%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 135,495	▲ 160,225	▲ 132,976	▲ 100,683	69,823
	後期高齢者医療特別会計	6,704	6,646	6,438	15,368	16,338
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	688,094	757,335	825,056	862,869	903,339
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	40,604	33,362	44,862	53,291	100,606
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		983,705	1,238,300	1,117,062	1,177,867	1,282,082
標準財政規模		4,421,977	4,468,070	4,501,494	4,507,142	4,554,555
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(22.24%)	(27.71%)	(24.81%)	(26.13%)	(28.14%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	1,286,360	993,674	592,020	606,008	493,627
	住宅新築資金貸付事業特別会計	21,833	21,294	11,459	9,084	12,223
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	0	0	0
合 計 (1)		1,308,193	1,014,968	603,479	615,092	505,850
標準財政規模		7,544,567	7,666,178	7,553,152	7,302,257	7,218,249
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.33%)	(13.23%)	(7.98%)	(8.42%)	(7.00%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 1,292,201	▲ 369,551	▲ 141,511	▲ 120,632	40,549
	後期高齢者医療特別会計	2,515	3,462	3,661	5,135	1,062
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 433,019	▲ 495,081	▲ 265,399	▲ 332,905	▲ 427,864
合 計 (2)		11,779	556,766	601,681	357,581	387,297
標準財政規模		7,544,567	7,666,178	7,553,152	7,302,257	7,218,249
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(0.15%)	(7.26%)	(7.96%)	(4.89%)	(5.36%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般会計等	一般会計	926,580	1,078,128	990,086	820,473	815,865	
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 145,043	▲ 136,855	▲ 131,429	▲ 123,473	▲ 115,691	
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764	
合計 (1)		782,301	942,037	859,421	697,764	700,938	
標準財政規模		6,813,990	6,938,424	6,822,121	6,719,915	6,636,994	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(11.48%)	(13.57%)	(12.59%)	(10.38%)	(10.56%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	100,514	28,296	42,437	63,055	1,854	
	後期高齢者医療特別会計	3,255	4,326	3,241	4,259	3,503	
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	32,715	97,941	123,630	73,551	55,660	
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	4,133	2,410	2,254	0	▲ 2,542	
合計 (2)		140,617	133,073	171,562	140,865	10,477	
標準財政規模		6,813,990	6,938,424	6,822,121	6,719,915	6,636,994	
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(22.29%)	(23.37%)	(23.14%)	(21.66%)	(20.69%)	
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業特別会計	595,809	544,009	547,667	555,537	548,541
	下水道事業特別会計	—	—	—	—	65,389	
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	382	1,500	131	28,789	—
	公共下水道事業特別会計	68	1,268	97	32,585	—	
合計 (2)		1,519,177	1,621,787	1,578,878	1,455,540	1,373,343	
標準財政規模		6,813,990	6,938,424	6,822,121	6,719,915	6,636,994	
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(22.29%)	(23.37%)	(23.14%)	(21.66%)	(20.69%)	

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等	一般会計	166,605	250,987	222,015	210,257	268,270
	奨学金特別会計	5,097	2,608	3,071	5,116	5,251
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		171,702	253,595	225,086	215,373	273,521
標準財政規模		1,991,524	2,072,419	2,062,463	2,051,031	2,066,018
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.62%)	(12.23%)	(10.91%)	(10.50%)	(13.23%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	63,064	105,510	132,396	102,647	47,762
	後期高齢者医療特別会計	2,570	2,533	2,238	2,492	2,967
会計名(公営企業会計)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法適用企業	水道事業会計	155,472	134,706	140,656	148,305	154,376
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	9,960	6,529	10,788	12,827	94,132
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		402,768	502,873	511,164	481,644	572,758
標準財政規模		1,991,524	2,072,419	2,062,463	2,051,031	2,066,018
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(20.22%)	(24.26%)	(24.78%)	(23.48%)	(27.72%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)